



公益社団法人 沖縄県トラック協会

会長 佐次田 朗 様

沖縄県警察本部交通部交通機動隊
警視 前花 勝彦

西日本高速道路株式会社九州支社

沖縄高速道路事務所

所長 工藤 紀行

高速道路における車高超過車両流入防止について（協力依頼）

謹啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から高速道路における交通安全対策に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、沖縄自動車道は、車両制限令の規定に基づき道路管理者が指定した「高さ指定道路」であり、高さ 3.8 メートルを超える車両が一定の条件のもと自由に走行できる高速道路です。

しかしながら、高さ 4.1 メートルを超えて沖縄自動車道に流入する車両が後を絶ちません。

車高超過車両による沖縄自動車道の構造物や跨道橋に衝突するなどの重大事故が懸念されますので、貴協会の会員の皆様に対し、車高超過しないようご指導くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

また、高さ 3.8 メートルを超える車両につきましても、以下の条件を順守して通行していただきますよう重ね重ね会員の皆様へご指導くださいますようお願い申し上げます。

・走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害に接触しないよう十分に注意すること。

・後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上（又は横寸法 0.12 メートル以上、縦寸法 0.23 メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」を表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

・道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化があるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

謹白